

令和3年3月22日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

三 島 町 農 業 委 員 会

1. 日 時： 令和3年3月22日（月） 午後1時30分

2. 場 所： 三島町町民センター 研修室

3. 出席委員： 1番 二瓶 辰雄 委員 2番 阿部 通利 委員
3番 長谷川 秋義 委員 5番 角田 陽市 委員
6番 菅家 三吉 委員 7番 大竹 祐子 委員
8番 五十嵐 政人 委員 五十嵐 健二 委員
菅家 壽一 委員

4. 欠席委員： （ なし ）

5. 提出議案： 議案第3号 農地利用集積計画について
議案第4号 令和3年度農作業賃金標準額等の決定について

6. そ の 他： （1）4月総会日程について

7. 閉 会

三島町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を進行する。

議長： 会議録署名委員を指名します。

5番 角田 陽市 委員、6番 菅家 三吉 委員にお願いいたします。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

< 全員異議なし >

議長： 異議なしと認め、会期は本日一日のみと決定いたします。

続いて会務の報告に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局： （ 会務の報告を朗読説明する ）

議長： 提出議案の審議に移ります。

議案第3号 農地利用集積計画についてを議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局： （ 議案第3号について朗読説明する ）

議長： 地区担当委員から補足説明ございませんか。なければ質疑に入ります。

ご意見等ございましたら挙手願います。

8 番： 借り手である町農業法人は、これまでも町内各所から借受けた農地が相当面積あると思うが、果たしてそのうちどれだけ耕作できているのか。この審議は、農地が耕作される事を前提に許可を出しているのもであって、それがなされていなければ、農業委員会は何をしているのかと言われる事になる。例えば、去年のこの時期にも賃貸借の許可申請があったが、そこはどうなっているのか。

事務局： 昨年、3月の総会で可決され、町農業法人が借受けた農地につきまして、大石田地区の1筆は水稻の作付がされております。一方、間方地区の3筆につきましては、保全管理となっております。

議長： 借受けている農地全体での作付はどうですか。

事務局： 今回、利用権設定前の田 9 2, 4 5 5 m²に対し、水稻作付は 4 7, 5 4 8 m²となっております。

議 長： 約 4. 5 h a が作付けされていない訳ですね。

事務局： うち水田活用交付金で申請された、水田で作付けしている畑作物も 3. 5 a ほどあります。

議 長： それでも田だけで約 4 h a 以上が、保全管理として耕作はされていない事になります。

8 番： 農地を借りても、作付けしないと意味が無い。保全管理だけでは遊休農地化を助長するだけではないのか。

町農業法人が借りている、地区ごとの農地と実際に作付けが行われている面積のデータを提出させるべきだ。必要なら、農業法人、農業委員会、役場で現地立会のうえ調査してもよい。

また、自己保全としている農地についても、それをしている理由を筆ごとに聞き取るべきだ。自己保全するつもりで借りるなら認めない。最初から作付が困難と判断される農地は借りない事とすべきだ。

そもそも、その地区の農地はその地区で守るのが基本だ。農作業が難しくなったからといって、安易に町農業法人に頼むのでは無く、自分達で守って行く意識が必要だ。例えば、田の水管理や草刈りのような恒常的な軽作業を地元の人間に協力して貰えば、農業法人は田植えや稲刈りなどの作業に注力でき、それだけ多くの地区を耕作できるのではないか。

議 長： 他にご意見等ございませんか。無ければ採決に移ります。

議案第 3 号 農地利用集積計画について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

< 6 名挙手 >

賛成 6 名、退席 1 名により、本案件を可決とします。

ただし、今回は付帯決議として、町農業法人は

1. 地区ごとの借入地における実際の耕作面積
2. 自己保全農地とする理由と解消案
3. 地元住民の協力による経営補助の模索

について、次回の農業委員会にて提出する事とします。次回までに決まらない場合でも、これらの方向性を示させるようにして下さい。

続いて、議案第4号 令和3年度農作業賃金標準額等の決定についてを議題といたします。事務局、説明を求めます。

事務局： （議案第4号について朗読説明する）

議長： 資料に記載の標準額については、先程の会務報告で説明しました3月16日の検討会にて協議されたものです。金額は、すべての項目で昨年度と同額となっております。このことにつきまして、委員の方のご意見をお願いします。

5 番： 近隣町村と比べてどうか。

議長： それぞれの町村によって農地や耕作条件も異なるし、農作業に対するスタンスや考え方も違います。例えば三島町でも、そばコンバインを町が導入した事で賃金を段階的に下げてきた経緯があります。

5 番： 参考賃借料の上田や中田といったものに基準はあるのか。

8 番： この金額はあくまで参考であり、実際は圃場の状況やその年の気候、貸し借りする両者間で相談し、合意の上で賃貸借契約を交わす事になる。ただ、農業経営する上で、それを判断するための根拠が必要となり、そこで必要となるのが、この農作業賃金標準額や参考賃借料だ。

議長： 他にご意見等ございませんか。無い様ですので採決に移ります。

議案第4号 令和3年度農作業賃金標準額等の決定について原案に賛成の方の挙手を求めます。

< 全員挙手 >

全会一致、可決決定しました。以上で、提出議案の協議を終わります。

以上で提出議案につきましては終了となりますが、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございますか。

- 8 番： 冒頭でも触れた標準額検討会と、その後に開催された人・農地プラン検討会でも述べさせて貰ったが、各分野の農業者が集まる話し合いの場をもっと頻繁に設けるべきだと思う。年に1～2回では無く、2～3ヶ月ごとに意見交換会の様なものを開けると良い。

また今回、賃貸借の話が出たが、これからの農地を守って行くには農地中間管理機構を介した農地集積が必要だ。実施主体の別に関わらず農地集積や基盤整備を行い、その上で1度賃貸借契約を解除し、機構を介した再契約を行って、作業の効率化を図るべきだと思う。

- 7 番： 毎回は難しくとも、事務局長にはもっと総会に出席して欲しい。差しあたって、次回の4月総会には必ず出席して欲しい。

議長： 他にご意見等ございませんか。

それでは最後、その他（1）4月総会の日程についてですが、次回の総会は、4月22日（木）午後1時30分とします。

以上を持ちまして本日の定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和3年3月22日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 角田陽市

議事録署名人 菅家三吉

